

JAバンク基本方針の変更について

変更の理由： 共済監督指針改正等を踏まえ、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という）は共済不祥事件が発生した場合の対処方法を定めた「JA共済不祥事件措置基準」を変更するなど、実効性ある指導の枠組みを整備しています。

こうしたことを踏まえ、2024年6月21日金庫通常総代会において、JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されましたので報告いたします。

なお、当該変更については次年度のJA通常総代会にて改めて報告させていただきます。

「JAバンク基本方針」変更にかかる新旧対照表

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
目次	(省略)	(同左)
基本方針本文	<p>I 「JAバンクシステム」の基本的方向 (省略)</p> <p>II 「JAバンク会員」の役割等</p> <p>1 農林中金の役割 (省略)</p> <p>2 JA・信連の役割 (省略)</p> <p>3 中央会・全共連との連携 (1)農林中金は、IIの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、<u>全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会</u>（以下「全共連」という。）と連携を図る。</p> <p>(2)信連は、IIの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、<u>都道府県農協中央会および全共連</u>と連携を図る。</p> <p>(3)農林中金は、(1)の一環として、IIIの3</p>	<p>I 「JAバンクシステム」の基本的方向 (同左)</p> <p>II 「JAバンク会員」の役割等</p> <p>1 農林中金の役割 (同左)</p> <p>2 JA・信連の役割 (同左)</p> <p>3 中央会（追加）との連携 (1)農林中金は、IIの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、<u>全国農協中央会および都道府県農協中央会（追加）</u>と連携を図る。</p> <p>(2)信連は、IIの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、<u>都道府県農協中央会（追加）</u>と連携を図る。</p> <p>(3)農林中金は、(1)の一環として、IIIの3</p>

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
	<p>(1) に基づき J A から報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。</p> <p>(4) 信連は、(2) の一環として、Ⅲの 3 (1) に基づき J A から報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。</p> <p>Ⅲ 「J A バンク会員」の責務 (省略)</p> <p>Ⅳ 「J A バンク会員」が享受するメリット (省略)</p> <p>Ⅴ 基本方針を遵守しない会員に対する措置 (ペナルティー) (省略)</p> <p>Ⅵ 基準等の変更 (省略)</p> <p>(附 則) 1 ~ 2 1 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(1) に基づき J A から報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会 (追加) との間で情報連携を図る。</p> <p>(4) 信連は (追加) (2) の一環として、Ⅲの 3 (1) に基づき J A から報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会 (追加) との間で情報連携を図る。</p> <p>Ⅲ 「J A バンク会員」の責務 (同左)</p> <p>Ⅳ 「J A バンク会員」が享受するメリット (同左)</p> <p>Ⅴ 基本方針を遵守しない会員に対する措置 (ペナルティー) (同左)</p> <p>Ⅵ 基準等の変更 (同左)</p> <p>(附 則) 1 ~ 2 1 (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
基本方針別紙	<p>別紙 1 - 1 J A ・信連の経営状況に関する報告等 (省略)</p> <p>別紙 1 - 2 J A ・信連の業務執行体制に関する報告等 (省略)</p>	<p>別紙 1 - 1 J A ・信連の経営状況に関する報告等 (同左)</p> <p>別紙 1 - 2 J A ・信連の業務執行体制に関する報告等 (同左)</p>

変更箇所	新旧対照表												
	新	旧											
	別紙2-1 指定基準と経営改善取組内容(財務) (省略)												
	別紙2-2 指定基準と経営改善取組内容(業務執行体制) 1 レベル格付 (省略)												
	指定格付	指定基準											
	レベル1	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">資金運体</td> <td style="text-align: center;">金用制</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不事検</td> <td style="text-align: center;">祥点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が発生した場合 ※ただし、共済事業のみの不祥事件であつて、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。 (注1) ○ JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合(注2) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体制備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計監査</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	資金運体	金用制	(省略)	不事検	祥点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が発生した場合 ※ただし、共済事業のみの不祥事件であつて、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。 (注1) ○ JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合(注2) 	体制備		(省略)	会計監査	
資金運体	金用制	(省略)											
不事検	祥点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が発生した場合 ※ただし、共済事業のみの不祥事件であつて、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。 (注1) ○ JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合(注2) 											
体制備		(省略)											
会計監査		(省略)											
別紙2-1 指定基準と経営改善取組内容(財務) (同左)													
別紙2-2 指定基準と経営改善取組内容(業務執行体制) 1 レベル格付 (同左)													
指定格付	指定基準												
レベル1	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">資金運体</td> <td style="text-align: center;">金用制</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不事検</td> <td style="text-align: center;">祥点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が発生した場合 (追加) ○ JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体制備</td> <td></td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計監査</td> <td></td> <td>(同左)</td> </tr> </table>	資金運体	金用制	(同左)	不事検	祥点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が発生した場合 (追加) ○ JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※ 	体制備		(同左)	会計監査		(同左)
資金運体	金用制	(同左)											
不事検	祥点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA(不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が発生した場合 (追加) ○ JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※ 											
体制備		(同左)											
会計監査		(同左)											

変更箇所	新旧対照表			
	新		旧	
	レベル2	(省略)	レベル2	(同左)
	レベル3	(省略)	レベル3	(同左)
	<p>(注1) J Aバンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J Aに指定する。</p> <p>(注2) J A・信連に関連する業務は、J A・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。 (省略)</p> <p>2 要改善 J A (不祥事点検基準・体制整備基準) (省略)</p> <p>別紙3 資金運用制限の内容 (省略)</p> <p>別紙4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる支援策と支援の前提条件 (省略)</p> <p>別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査</p>		<p>(追加)</p> <p>※ J A・信連に関連する業務は、J A・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。 (同左)</p> <p>2 要改善 J A (不祥事点検基準・体制整備基準) (同左)</p> <p>別紙3 資金運用制限の内容 (同左)</p> <p>別紙4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる支援策と支援の前提条件 (同左)</p> <p>別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査</p>	

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
	<p>(省略)</p> <p>別紙５－２ 事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件</p> <p>(省略)</p> <p>別紙６ 指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援の前提条件</p> <p>(省略)</p> <p>別紙７ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）</p> <p>(省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>別紙５－２ 事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件</p> <p>(同左)</p> <p>別紙６ 指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援の前提条件</p> <p>(同左)</p> <p>別紙７ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）</p> <p>(同左)</p>
基本方針別表	特定承継会社にかかる本方針の適用 (省略)	特定承継会社にかかる本方針の適用 (同左)